

1 委託件名

中小企業奨学金返還支援事業にかかる広報業務委託

2 事業の背景・目的

労働力人口の減少に伴い、全国的に人手不足が深刻化する中、中小企業の人材確保は困難な状況となっている。また、物価高騰や賃金の引上げ等により、中小企業の経営環境は厳しさを増しており、人材確保に必要な経費を負担することが困難な企業も多い

こうした中、企業における人材確保策の1つとして、従業員への奨学金返還支援の注目度が高まっており、代理返還制度を含めて、奨学金返還支援制度を導入する企業が増えている。

これらの状況を踏まえ、本市では市内中小企業等に対し、従業員への奨学金返還支援制度（代理返還含む。以下同じ。）の導入を促進するとともに、制度を導入している企業等に対して企業負担額の一部を軽減するための補助制度を令和7年度から新設し、活用してもらうことにより、福岡市内における中小企業等の人材確保と定着並びに就労の促進を図ることとしている。

本委託では、市内中小企業等に対し、

①従業員への奨学金返還支援制度の導入促進

②福岡市が新設する補助金の活用促進

のための効果的な広報を実施することを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

※実績が良好と認められ、かつ令和8年度以降、本事業が継続されるときは2回を上限として1年単位で契約を更新することがある。

4 実施概要

福岡市内の中小企業等に対して、①従業員への奨学金返還支援制度の導入促進と、②補助金の活用促進のための広報を、段階的かつ効果的に実施する。

[用語の説明]

《補助金》

令和7年度に市が新たに創設。市内における中小企業等の人材確保と定着並びに就労の促進のため、従業員への奨学金返還支援制度を導入している企業等に対して企業負担の一部を補助するもので、申請受付、交付決定等は令和7年度後期を予定している。

（主な要件等）

企業要件 : 市内に本店及び本社があること

: 就業規則等で奨学金返還支援制度の規定を明文化していること

対象従業員 : 市内の事業所に勤務する正規雇用の方で奨学金を返還中(予定を含む)の方

補助率 : 企業が負担する額の2分の1

上限額 : 補助金の上限額は、1年度あたり1企業50万円まで

《奨学金返還支援制度》

従業員が学生時代に借りた貸与型奨学金の返還費用の全部又は一部を、企業等が従業員に対して手当等により支給すること、もしくは代理返還すること。

代理返還とは、企業等が従業員の返還費用の全部又は一部を、(独)日本学生支援機構等へ直接送金することをいう。代理返還制度を活用すると、企業および従業員の税金や社会保険料が減額される場合があるというメリットがある。

令和7年度スケジュール(大枠)

	4月	6月	前 期	9月	後 期	3月
補助(金市)事務	事業開始				受付開始 申請受付期間(受付・審査) 交付決定	実績確認
広(報委託)業務		奨学金返還支援制度を中心にPR ・ホームページ公開 ・PRイベント etc...		補助金制度を中心にPR ・PRイベント etc...		
	ホームページ制作(更新)・保守・運営管理					

5 委託内容

新たに実施する事業であることを踏まえ、市内中小企業等に補助金の活用を促すための効果的な広報を実施する。

(1) ホームページの制作・保守・運営管理

- ①令和7年6月までに公開すること。運営管理は年度を通じて実施することとし、制作・運営スケジュールについて具体的な提案を行うこと。
- ②下記(ア)～(ウ)は掲載必須の項目とし、効果的な掲載内容を検討し、ページの構成や配置等も踏まえて具体的な提案を行うこと。

(ア)新設する補助金について

- 例
- ・ 目的、活用によるメリット等
 - ・ 対象企業、申請要件、内容等
 - ・ 申請スケジュール(申請開始は令和7年度下半期を予定)
 - ・ 申請フォームのリンク(申請フォームは市が準備・運営する)

(イ)奨学金返還支援制度について

- 例
- ・ 企業が奨学金返還支援制度を導入するメリット
 - ・ 奨学金返還支援の内容、制度導入のための方法
 - ・ (独)日本学生支援機構等が実施する代理返還制度の紹介やメリット

(ウ)企業の人材確保の取組みについて(活用事例紹介等)

- 例
- ・ 奨学金返還支援制度の導入企業の事例紹介(インタビュー記事など)
 - ・ 企業の人材確保策に資する情報や事例紹介(コラム記事など)

- ③上記のほか、有用で付加できる内容や機能があれば追加提案すること。

- ④ホームページは、以下のURLで市が規定する「福岡市が管理運営するホームページにかかるアクセシビリティ対応基準書(外部発注用)」を踏まえて制作すること。

URL https://www.city.fukuoka.lg.jp/sub/accessibility_taioukijun.html

- ⑤契約書（案）の別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」を踏まえ、不正アクセスおよびデータの改ざん等を防止する措置を講じるなどのセキュリティ対策を行うこと。なお、情報セキュリティ共通実施手順については最優秀提案者決定後に共有する。
- ⑥その他、ホームページの管理・運営等に関する全ての業務を行い、適宜本市と協議を行い、更新作業等を実施すること。

（２）ＰＲイベントの企画・運営

下記①および②の時期に、集中的なＰＲイベントを行うものとし、その企画について具体的な提案を行うこと。なお、いずれのＰＲイベントも、オンライン・対面いずれの方法でも可とする。目標参加者数は、各イベント 100 名以上とする。

- ①ホームページ公開時期（６月頃）に、主に従業員への奨学金返還支援制度の導入促進を図るためのＰＲイベントを実施する。
- ②補助金の申請受付開始の直前（９月頃）に、主に補助金の活用促進を図るためのＰＲイベントを実施する。

（３）その他広報媒体を活用した広報活動

補助金の認知度向上やＰＲイベントの参加募集等のため、市内中小企業等に対して、各種広報媒体を活用した効果的な広報を行うこととし、広報手段及び実施スケジュール等について具体的な提案を行うこと。

〔広報媒体例〕

- ・チラシ制作、配架やポスティング
- ・WEB や SNS 広告
- ・新聞や雑誌広告
- ・ダイレクトメール 等

（４）調査・効果検証

上記（１）～（３）について、その検証や調査の方法を提案すること。

①広報の集客効果検証

（１）～（３）について、広報活動実施の都度、目標集客数と集客結果を照らし合わせ、広報手段やスケジュール等の効果検証を行うこと。

②参加後の後追い調査

（２）のイベント参加者の参加後の状況を把握し、奨学金返還支援制度導入のまたは補助金活用の成果など年度中の事業内容の改善について市と検討する場を設けること。

6 事業計画・業務報告等

(1) 事業計画の提出

契約締結後すみやかに事業計画（実施内容、広報計画、実施体制、全体スケジュール等）を策定し、福岡市へ提出すること。なお、詳細は福岡市と協議のうえ決定すること。

(2) 業務報告

事業の進捗状況等について、適宜、福岡市へ報告を行うこと。

(3) 業務完了報告

令和8年3月末までに事業報告書を作成し、福岡市へ提出すること。事業報告書の内容等は、事前に福岡市と協議すること。

7 業務実施体制

必要な人員を確保し、委託業務を円滑に実施できる体制を整えること。また、業務遂行責任者を定め、委託業務の進行管理や福岡市との連絡調整を行わせること。

8 対象経費

委託業務の実施に要する経費のうち、受注者の通常業務と区分して経理することが可能な以下の経費とする。

項目	内容（例）
ホームページ制作等経費	ホームページ制作費、ホームページ運営費、サーバー管理費
広報経費	チラシ制作・印刷費、通信費、新聞広告制作・掲載費、ラジオ番組広報費、企画・事務・問合せ担当人件費、イベント運営費、アンケート調査費
奨学金返還制度啓発経費	事例インタビュー編集費、広告費、インタビュー関連人件費

9 業務の適正実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

委託業務の実施にあたって、労働基準法その他関係法令を遵守すること。

(2) 業務の再委託

コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な業務の再委託に当たっては、契約書に規定する「発注者の承諾」は要しないものとする。ただし、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を再委託の相手方とすることはできない。

なお、上記例示業務以外の業務については、発注者の承諾を要しない軽微な業務に該当するか否かを事前に福岡市に確認すること。

また、福岡市が必要と認める場合には、再委託の相手方の名称その他福岡市が必要と認める事項について、事前に書面で報告し、福岡市の承諾を得ること。

(3) 個人情報の保護

個人情報の保護に関する法律、福岡市個人情報保護条例、福岡市情報セキュリティに関する規則その他関係法令を遵守すること。契約終了後も同様とする。なお、再委託する場合は、再委託先にも同様の義務を負わせるものとする。

(4) 守秘義務

業務上知り得た福岡市や企業等の秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。なお、再委託する場合には、再委託先にも同様の義務を負わせるものとする。

(5) 外部サービス利用の有無の確認と適正実施

業務の履行において外部サービスを利用する場合は、以下の要件を満たしたものとすること。

①対象となる外部サービス

事業者等の庁外の組織が情報システムの一部又は全部の機能を提供する、この業務に関する情報の保存を伴うクラウドサービス。

(例示)

- ・ 仮想サーバー、ストレージ、ハイパーバイザー等提供サービス(IaaS)
- ・ データベースや開発フレームワーク等のミドルウェア等提供サービス(PaaS)
- ・ CRM(顧客管理システム)等のソフトウェア等提供サービス(SaaS)
- ・ 生成AI

②外部サービスの利用要件

参考資料「外部サービス利用要件確認票」の全ての要件を満たしていることが、契約書、約款、公開資料その他サービス事業者及び受注者からの提供資料により確認できること。

10 その他

- (1) 契約の締結、委託業務の実施に関して必要な費用は、特段の定めのない限り、すべて受注者の負担とする。
- (2) 委託業務の実施にあたっては、福岡市の委託事業であることを意識し、参加者等の立場を考慮し、福岡市及び事業に対する信用が損なわれないように努めること。
- (3) 委託業務の実施にあたって、参加者等から手数料等の利益を得ないこと。
- (4) 委託業務の実施にあたって、福岡市や他の公的機関が実施する人材確保支援や就労支援の事業についても十分理解し、必要に応じて広報協力等で連携すること。
- (5) 委託業務の実施にあたって、福岡市からの協議や問い合わせ等の求めには速やかに対応すること。
- (6) 委託業務に係る各種書類は、実施期間終了後5年間保管すること。
- (7) この委託で制作された物(以下「制作物」という)に係るすべての著作権(著作権法第27条および第28条に規定されている権利を含む)は福岡市に帰属するものとし、受注者は、制作物に係る著作権を引渡し時に福岡市に無償で譲渡するものとする。
- (8) 福岡市は、制作物を他の広報物に使用できるものとし、使用に際しては以下のとおりとする。
 - ① 福岡市が制作物を利用する際、受注者の承諾は不要とする。
 - ② 福岡市が制作物を利用する際、著作者名を非表示とすることができる。
 - ③ 福岡市が「2 事業の背景・目的」のために制作物を改変(ぼかし、トリミング等の加工)するときは、受注者はその改変に同意する。
- (9) 福岡市が認める場合には、受注者は第三者による画像等の使用を了承するものと

し、使用料がかからないこととする。使用に際して、受注者以外の著作者の許諾が必要な場合には、受注者がその手続きを行うものとする。

- (10) 制作にあたって利用する人物等の著作権や肖像権等の権利関係に関することは、受注者において処理するものとする。
- (11) 本仕様書及び契約書に定めのない事項については、福岡市と協議を行うこと。

(頭書)

業務委託契約書（案）

収 入
印 紙

- 1 委託業務名 中小企業奨学金返還支援事業にかかる広報業務委託
- 2 履行場所 福岡市経済観光文化局総務・中小企業部経営支援課
- 3 履行期間 令和 7 年 4 月 日から
令和 8 年 3 月 31 日まで

4 業務委託料

		十億			百万			千			円
--	--	----	--	--	----	--	--	---	--	--	---

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 _____ 円

5 契約の保証
(該当するものに☑)

発注者が指定する契約の保証

☐ (1) 金銭的保証 ☐ (2) 保証人方式 ☐ (3) 免除

受注者が選択する金銭的保証の種類

※上記 (1) が指定された場合に以下のいずれかを選択

☐ 契約保証金 ☐ 有価証券（利付国債又は地方債）
☐ 金融機関の保証 ☐ 履行保証保険

6 個人情報又は情報資産の取扱い ☒ あり ☐ なし
(該当するものに☑)

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書〇通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 7 年 4 月 日

発注者 福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市

福岡市長 高 島 宗 一 郎

印

受注者 所 在 地

商号又は名称

代表者役職氏名

印

保証人

所 在 地

商号又は名称

代表者役職氏名

印

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書及び別に特約条項がある場合はこれを含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（仕様書及び別に図面、仕様書等に対する質問回答書その他関係書類がある場合はこれらを含めた書類をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、頭書記載の業務（以下「業務」という。）を頭書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、契約の目的物（以下「成果物」という。）を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。
- 3 発注者は、その意図する成果物を完成させるため、業務に関する指示を受注者又は受注者の業務遂行責任者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の業務遂行責任者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 4 受注者は、この契約書若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 受注者は、この契約により知り得た秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならず、発注者の承諾なく、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。
- 9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、発注者の所在地を管轄する裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第2条 この契約書に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合、又は発注者が必要がないと認めたときは、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。
- 3 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(発注者が金銭的保証を指定した場合における契約の保証)

- 第3条 発注者が頭書に定めるところによりこの契約の保証として金銭的保証を指定した場合においては、受注者は、この契約の締結と同時に、契約保証金を納付しなければならない

らない。

- 2 受注者が、この契約の締結と同時に、次のいずれかに掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金の納付に代わる担保の提供とみなす。
 - (1) 契約保証金に代わる担保となる国債又は地方債の提供
 - (2) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する発注者が確実に認める金融機関の保証
- 3 第1項の規定にかかわらず、発注者は、受注者がこの契約と同時に、この契約に基づく債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約を締結したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 前3項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第7項において「保証の額」という。）は、業務委託料の100分の10以上としなければならない。
- 5 受注者は、第3項に規定する履行保証保険契約を締結した場合においては、当該契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
- 6 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。
- 7 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の100分の10に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

（発注者が保証人方式を指定した場合における契約の保証）

第3条の2 発注者が頭書に定めるところによりこの契約の保証として保証人方式を指定した場合において、受注者が第31条各号又は第32条各号のいずれかに該当するときは、発注者は、保証人に対し業務を履行すべきことを請求することができる。

- 2 保証人は、前項の請求があったときは、次条第1項の規定にかかわらず、この契約に基づく受注者の権利及び義務を承継する。

（権利義務の譲渡等の制限）

第4条 受注者は、この契約により生じる権利又は義務を、あらかじめ発注者の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、発注者が定めるところにしたがって、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）第6条の規定に基づき主務大臣の認可を受けて設立された信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して同時に業務委託料請求債権を譲渡する場合（設計図書に譲渡を禁止する規定がある場合を除く。）は、この限りでない。

- 2 前項ただし書の規定に基づいて業務委託料請求債権の譲渡を行った場合、発注者の業務委託料の支払による弁済の効力は、福岡市会計規則（昭和39年福岡市規則第20号）第40条第1項の規定に基づき、支出担当者が支出命令書を会計管理者又は区会計管理者に送付した時点（公営企業会計にあっては、当該会計の規則等に基づき支払伝票等を企業出納員に送付した時点）で生ずるものとする。
- 3 受注者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第

三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(個人情報・情報資産の保護)

第4条の2 業務が個人情報又は情報資産を取り扱うものであることが頭書に示されている場合にあっては、受注者は、業務を実施するに当たって、別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(特許権等の帰属等)

第5条 この契約の履行の過程に生じた特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づき保護される第三者の権利(登録を受ける権利を含むものとし、以下「特許権等」という。)の帰属については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 発注者が単独で行った発明及び考案(以下「発明等」という。)から生じた特許権等については、発注者に帰属する。
- (2) 受注者が単独で行った発明等から生じた特許権等については、受注者に帰属する。
- (3) 発注者及び受注者が共同で行った発明等から生じた特許権等については、発注者及び受注者の共有とする。
- 2 前項第3号の場合において、発注者及び受注者は、特許権等の全部につき、それぞれ相手方の承諾及び対価の支払いなしに自ら実施し、又は第三者に対し通常実施権の実施を許諾することができる。
- 3 受注者が従前より保有する特許権等及び第1項第2号により受注者に帰属する特許権等を成果物に使用した場合において、受注者は、成果物を使用するために必要な範囲で、発注者に対し、当該特許権等について、無償で通常実施権の実施を許諾する。

(著作権の譲渡等)

第6条 受注者は、成果物(第28条第1項に規定する指定部分に係る成果物及び同条第2項に規定する引渡部分に係る成果物を含む。以下この条において同じ。)が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。ただし、受注者がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、受注者に留保するものとし、この著作物を改変、翻案又は翻訳することにより作成された著作物の著作権は、当該著作権の引渡し時に受注者が当該権利の一部を発注者に無償で譲渡することにより、発注者と受注者の共有とするものとする。

- 2 発注者は、成果物が著作物に該当するとしないうにかかわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる。
- 3 発注者は、成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 4 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。
- 5 受注者は、成果物(業務を行う上で得られた記録等を含む。)が著作物に該当するとし

ないにもかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該成果物を使用し、若しくは複製し、又は第1条第5項の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。

6 受注者は、第1項ただし書の規定により共有となった著作物を第三者に提供する場合においては、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。この場合において、承諾の内容は、発注者と受注者とが協議して定める。

7 受注者は、次条第3項の規定により業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合には、前各項に定める規定を当該第三者が遵守するように必要な措置を講じなければならない。

(再委託等の制限)

第7条 受注者は、業務の全部又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、福岡市競争入札参加停止等措置要領（平成7年1月11日助役決裁）に基づく競争入札参加停止、競争入札参加資格取消又は排除措置を受けている者及び第32条の2第1項第1号から第9号までのいずれかに該当する者に業務の一部を委任し、若しくは請け負わせ、又は当該者から資材、原材料等を仕入れてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

3 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。

4 受注者は、前項の規定により業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせた場合、発注者に対し、その第三者の受任又は請負に基づく行為全般について責任を負うものとする。

(特許権等の使用)

第8条 受注者は、特許権等の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその材料、履行方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(特許権等の発明等)

第8条の2 受注者は、契約の履行に当たり、特許権等の対象となるべき発明又は考案をした場合には、書面にて発注者に通知しなければならない。

2 前項の場合において、当該特許権等の取得のための手続及び権利の帰属等に関する詳細については、発注者と受注者とが協議して定める。

(監督員)

第9条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。

2 監督員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次の各号に掲げる権限を有する。

(1) 発注者の意図する成果物を完成させるための受注者又は受注者の業務遂行責任者に対する業務に関する指示

- (2) この契約書及び設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
 - (3) この契約の履行に関する受注者又は受注者の業務遂行責任者との協議
 - (4) 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の監督
- 3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 この契約書に定める受注者の発注者に対する書面の提出は、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
- 5 発注者が監督員を置かないときは、この契約書に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。

(業務遂行責任者)

第10条 受注者は、業務の管理並びに運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する業務遂行責任者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。業務遂行責任者を変更したときも、同様とする。

- 2 業務遂行責任者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、次条第1項の規定による請求の受理、同条第2項の規定による決定及び通知、同条第3項の規定による請求、同条第4項の規定による通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを業務遂行責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(業務遂行責任者等に対する措置請求)

第11条 発注者は、業務遂行責任者又は受注者の使用人若しくは第7条第3項の規定により受注者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(履行報告等)

第12条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行状況について発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、この契約の履行に関し事故が生じたときは、直ちに発注者に当該事故の状況を報告しなければならない。

(善管注意義務)

第13条 受注者は、設計図書に定めるところにより、発注者の施設その他発注者の所有する物品等を使用するときは、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(設計図書と業務内容が一致しない場合の修補義務)

第14条 受注者は、業務の内容が設計図書又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合において、監督員がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第15条 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 仕様書、図面、仕様書等に対する質問回答書その他関係書類が互いに一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。
- (5) 設計図書に明示されていない履行条件について予期することができない特別な状態が生じたこと。

2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書等の変更)

第16条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示（以下この条において「設計図書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必

要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の一時中止)

第17条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により業務を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

第18条 受注者は、その責めに帰することができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に対して、履行期間の延長を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による履行期間の短縮等)

第19条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、受注者に対して、履行期間の短縮を請求することができる。

- 2 発注者は、この契約書の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する履行期間について、受注者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。
- 3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第20条 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議の開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が、履行期間の変更事由が生じた日（第18条の場合にあっては発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が履行期間の変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(業務委託料の変更方法等)

第21条 業務委託料の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議の開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が業務委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知する

ことができる。

- 3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(一般的損害)

第22条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害(次条第1項又は第2項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第23条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額(設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不適當であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

- 3 前2項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(業務委託料の変更に代える設計図書の変更)

第24条 発注者は、第8条、第14条から第19条まで又は第22条の規定により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部若しくは一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が同項の業務委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第25条 受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了しなければならない。
- 3 発注者は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、受注者が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。
- 4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該成果物の引渡しを業務委託料の支払いの完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合において、受注者

は、当該請求に直ちに応じなければならない。

- 5 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前4項の規定を適用する。

(業務委託料の支払い)

第26条 受注者は、前条第2項（同条第5項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。）の検査に合格したときは、業務委託料の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、適法な支払請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(引渡し前における成果物の使用)

第27条 発注者は、第25条第3項若しくは第4項又は次条第1項若しくは第2項の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合において、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(部分引渡し)

第28条 成果物について、発注者が設計図書において業務の完了に先だって引渡しを受けべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときについては、第25条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「指定部分に係る成果物」と、同条第4項及び第26条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 2 前項に規定する場合のほか、成果物の一部分が完成し、かつ、可分なものであるときは、発注者は、当該部分について、受注者の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、第25条中「業務」とあるのは「引渡部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「引渡部分に係る成果物」と、同条第4項及び第26条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- 3 前2項の規定により準用される第26条第1項の規定により受注者が請求することができる部分引渡しに係る業務委託料は、発注者が定める単価に基づき算出して得た額に発注者が定める設計金額に対する業務委託料の割合を乗じて算定する。

(契約不適合責任)

第29条 発注者は、契約の履行の成果物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合

しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対して、その成果物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 契約の履行の成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（契約不適合責任期間）

第30条 受注者が契約の履行の成果物に関して契約の内容に適合しない成果物を発注者に引き渡した場合において、発注者がその不適合を知ったときから1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、受注者が引渡しの際に、その不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、発注者の権利の行使ができる期間について仕様書等で別段の定めをした場合は、その仕様書等の定めるところによる。

3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の根拠等、当該請求等の根拠を示して、発注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等の可能な期間（以下この項において「契約不適合期間」という。）の内の契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年を経過する日まで前項に規定する請求等をしたときは、契約不適合期間の内に請求等をしたものとみなす。

5 発注者は、第1項又は第2項の請求を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重大な過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

7 第1項の規定は、契約の履行の成果物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者の指示により生じたものであるときは、発注者は契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指示が不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（発注者の催告による解除権）

第31条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めて

その履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 履行期間内に契約の履行の全部を完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に契約の履行の全部を完了する見込みが明らかにならないと認められるとき。
- (3) 第10条に規定する業務遂行責任者を配置しなかったとき。
- (4) 正当な理由なく、第29条第1項の履行の追完がなされないとき又は同条第2項に規定する代金の減額がなされないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第32条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第4条の規定に違反し、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供したとき。
- (2) 受注者がこの契約の履行の全部を完了させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 受注者がこの契約の履行の全部の完了を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行しないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行をされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 契約の履行に当たって法令の規定により必要な許可又は認可等を失ったとき。
- (8) 第36条又は第37条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(暴力団等関与に対する発注者の解除権)

第32条の2 発注者は、福岡県警察本部からの通知に基づき、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この項において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この項において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する団体（以下この項において「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（暴対法第2条第6号

に規定する者（構成員とみなされる場合を含む。）。以下この項において「構成員等」という。）であると認められるとき。

- (2) 暴力団又は構成員等が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
- (3) 役員等又は使用人が、暴力団又は構成員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (4) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は構成員等を利用するなどしたと認められるとき。
- (5) 構成員等であることを知りながら、その者を雇用し若しくは使用していると認められるとき。
- (6) 役員等又は使用人が個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は構成員等を利用したとき、又は暴力団又は構成員等に資金援助若しくは便宜供与をしたと認められるとき。
- (7) 役員等又は使用人が、暴力団又は構成員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- (8) 役員等又は使用人が、暴力団又は構成員等と密接な交際又は社会的に非難される関係を有していると認められるとき。
- (9) 下請契約若しくは資材、原材料等の購入契約その他の契約（以下「下請契約等」という。）に当たり、その相手方が第1号から第8号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (10) 受注者が、第1号から第8号までのいずれかに該当する者を下請契約等の相手方としていた場合（第9号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前項第10号の規定により、下請契約等が解除されたことにより生じる当該契約当事者の損害その他同号の規定により発注者が受注者に対して解除等を求めたことによって生じる損害については、受注者が一切の責任を負うものとする。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第33条 第31条各号又は第32条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、この契約を解除することができない。

（発注者の損害賠償請求）

第34条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 受注者の責めに帰すべき理由により履行期間内に業務を完了することができないとき。
- (2) この契約の履行の成果物に契約不適合があるとき。
- (3) 第31条又は第32条の規定により、この契約が解除されたとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、受注者が債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 前項第1号の損害金の額は、業務委託料から第28条の規定による部分引渡しに係る業

務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する遅延利息の率（以下「基準率」という。）の割合で計算した額（100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた額）とする。

- 3 第1項各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項の規定は適用しない。

（契約が解除された場合等の違約金）

第34条の2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、前条第1項の損害賠償に代えて、業務委託料（業務委託料の変更があった場合には、変更後の業務委託料）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第31条、第32条又は第32条の2の規定によりこの契約が解除された場合
(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。
4 第1項各号に定める場合（第2項の規定により同項各号が第1項第2号に該当するとみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項の規定は適用しない。

（発注者の任意解除権）

第35条 発注者は、業務が完了するまでの間は、第31条、第32条及び第32条の2の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受注者の催告による解除権）

第36条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第37条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第16条の規定により設計図書を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第17条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるとときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- (3) 発注者が、この契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第38条 第36条又は第37条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、この契約を解除することができない。

（受注者の損害賠償請求）

第39条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第35条、第36条又は第37条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 発注者の責めに帰すべき事由により、第26条第2項の規定による契約代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、基準率の割合で計算した額（100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた額）の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（解除の効果）

第40条 この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。ただし、第28条に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りでない。

2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分（第28条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡部分を除くものとし、以下「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料（以下「既履行部分委託料」という。）を受注者に支払わなければならない。

3 前項の既履行部分委託料は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(契約終了に伴う措置)

第41条 受注者は、この契約が完了又は解除によって終了した場合において、発注者からの貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失し、又はき損したときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

2 受注者は、この契約が完了又は解除によって終了した場合において、受注者が使用した発注者の施設（以下「使用施設」という。）に受注者が所有する業務機械器具、仮設物その他の物件（以下「物件等」という。）があるときは、物件等を撤去するとともに、使用施設を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

3 前項の場合において、受注者が正当な理由がなく、相当の期間内に物件等を撤去せず、又は使用施設の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって物件等を処分し、又は使用施設の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し立てることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

(談合等の不正行為に対する違約金)

第42条 受注者が、次に掲げるいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、業務委託料（業務委託料の変更があった場合には、変更後の業務委託料）の10分の2に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該

取引分野に該当するものであるとき。

- (4) この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、発注者に生じた損害の額が同項に規定する額を超える場合において、発注者が当該超える額の支払いを請求することを妨げるものではない。
- 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された場合においても、引き続き有効に存続するものとする。
- 4 発注者は、受注者が第1項各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（虚偽書類提出等の不正行為に対する違約金）

- 第42条の2 受注者は、虚偽の書類の提出等不正な手段により業務委託料の支払いを受けたときは、当該業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 2 前項の規定は、発注者に損害が生じた場合に、発注者がその損害の賠償を別途請求することを妨げるものではない。
 - 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された場合においても、引き続き有効に存続するものとする。
 - 4 発注者は、受注者が第1項に規定する場合に該当するときは、この契約を解除することができる。

（保険）

- 第43条 受注者は、設計図書に基づき火災保険その他の保険を付したとき、又は任意にこの契約の履行に関する保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

（相殺）

- 第44条 発注者は、受注者に対して金銭債権を有するときは、当該金銭債権と受注者が発注者に対して有する金銭債権とを相殺することができる。
- 2 前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、受注者は、発注者の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。

（福岡市契約事務規則等の遵守）

- 第45条 受注者は、この契約書に定めるもののほか、福岡市契約事務規則（昭和39年福岡市規則第16号）その他関係法令の定めるところに従わなければならない。

（規定外の事項）

- 第46条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」

1 基本的事項

受託者は、この契約に基づき委託された業務（以下「委託業務」という。）を実施するに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）、福岡市情報セキュリティに関する規則（平成23年福岡市規則第51号）及び情報セキュリティ共通実施手順その他関係法令を遵守し、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なうことのないよう、個人情報及び情報資産を適正に取り扱わなければならない。

特に個人情報については、法第66条第2項において、受託者に行政機関等と同様の安全管理措置が義務付けられていることから、その保護の重要性を認識し、適正に取り扱わなければならない。

2 定義

（1）個人情報

法第2条第1項に規定する個人情報をいう。

（2）情報資産

次に掲げるものをいう。

- ・ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備、電磁的記録媒体
- ・ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（O Aソフトウェアで取扱われるファイルを含む）並びにそれらを印刷した文書
- ・ネットワーク及び情報システムに関連する文書

（3）機密性

情報の利用を認められた者だけがその情報を利用することができることをいう。

（4）完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていないことをいう。

（5）可用性

情報の利用を認められた者が、必要な場合に中断されることなく、情報を利用することができることをいう。

3 秘密保持

受託者は、委託業務に係る個人情報並びに情報資産及び情報資産に関する情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

4 従業員の監督等

受託者は、その従業員に委託業務に係る個人情報及び情報資産を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報及び情報資産の安全管理が図られるよう、次に掲げる事項を周知し、その他必要かつ適切な監督を行わなければならない。

- ・委託業務に係る個人情報及び情報資産について、その適正な取扱い及び機密性、完全性、可用性の維持に必要な事項を遵守すること。

- ・個人情報と正当な理由なく利用したり、他人に提供したり、盗用した場合、法に規定する罰則が適用される場合があること。
- ・上記の各事項は、委託業務に従事中のみならず、従事しなくなった後も同様であること。

5 作業場所の制限

受託者は、定められた履行場所以外で委託業務に係る個人情報及び情報資産を取り扱ってはならない。ただし、福岡市（以下「市」という。）の書面による承認があるときは、この限りではない。

6 収集に関する制限

受託者は、委託業務の実施に当たって個人情報を収集するときは、この契約の目的を達成するため必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

7 使用及び提供に関する制限

受託者は、委託業務以外の目的のために委託業務に係る個人情報及び情報資産を利用し、又は第三者へ提供してはならない。ただし、市の書面による承認があるときは、この限りではない。

8 安全確保の措置

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産の適切な管理のために、市が求める個人情報保護及び情報セキュリティの体制を備えるとともに、その他必要な措置を講じなければならない。

9 複写、複製又は加工の制限

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産が記録された文書、電磁的記録等を複写、複製又は加工してはならない。ただし、市の書面による指示又は承認があるときは、この限りではない。

10 再委託の制限

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産については、自ら取り扱うものとし、第三者に当該個人情報及び情報資産の取扱いを委託してはならない。ただし、市の書面による承認があるときは、この限りでない。なお、市の承認により第三者に委託する場合は、当該第三者に対して、契約書及び特記事項に規定する個人情報及び情報資産の取扱いの義務を遵守させるものとする。

11 委託業務終了時の返還、廃棄等

受託者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、委託業務に係る個人情報及び情報資産を、市の指示に従い、市に返還し、若しくは引き渡し、又はその廃棄、消去等を行わなければならない。なお、廃棄又は消去等をしたときは、廃棄又は消去等を行った旨の証明書を提出しなければならない。

12 報告及び監査・検査の実施

市は、受託者における委託業務に係る個人情報及び情報資産の取扱いの状況について、契約内容の遵守を確認するため、定期的に書面による報告を求め、必要に応じて監査又は検査をすることができる。

13 事故等発生時の報告

受託者は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう、又は損なうおそれのある事故並びに欠陥及び誤動作を発見したときは、直ちに市に報告し、市の指示に従わなければならない。

14 事故等発生時の公表

市は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう事故等が発生した場合、市民に対して適切な説明責任を果たすために必要な当該事故等の情報の公開を行うことができる。

15 契約の解除及び損害の賠償

市は、受託者がこの特記事項の内容に違反したときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。この場合において、受託者に損害を生じることがあっても、市はその責めを負わないものとする。

外部サービスの利用目的	
外部サービスの名称	
提供事業者名	

4 外部サービス利用要件確認

カテゴリ	項目	要件	適否
1 組織体制	情報セキュリティ方針	外部サービス事業者における情報セキュリティ対策の実施内容及び管理体制を、公開資料や監査報告書(又は内部監査報告書・事業者の報告資料)で確認できること。	
	第三者認証	外部サービス事業者は、情報セキュリティに関する第三者認証(ISMS相当以上)を取得していること。	
2 契約	国内要件	日本の裁判管轄、法令が適用されること。海外への機密情報の流出リスクを考慮し、外部サービスを提供するリージョン(国・地域)に国内が指定されていること。国内の外部サービスにおいて、利用者のデータが、海外に保存されないこと。	
	責任範囲	外部サービス事業者と利用者の責任分界点が定められていること。	
	目的外利用	外部サービス事業者が、利用者の情報資産へ目的外のアクセスや利用を行わないことが定められていること。	
	意図しない変更	外部サービス事業者若しくはその従業員、再委託先、又はその他の者によって、利用者の意図しない変更が加えられないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。	
	資産の返却・消去	外部サービスの終了又は変更時における事前の通知等の取り決めや情報資産の移行方法が定められており、情報資産の速やかな返却・消去が実施可能であること。	
	再委託先	外部サービス事業者が役務内容を一部再委託する場合は、再委託されることにより生ずる脅威に対して情報セキュリティが十分に確保されるよう、外部サービス事業者に求められる情報セキュリティ対策を再委託先に求めるとともに、再委託先の情報セキュリティ対策の実施状況を確認するために必要な情報が利用者及び本市に提供可能であること。	
3 物理的セキュリティ	利用者端末・サーバー設置区域の管理	外部サービス事業者はクラウドサービスに係る重要度の高い情報を扱う区域を明確に定め、適切に管理していること。 また、データセンターやサーバールームは入退室管理や部屋の施錠、作業の立ち合いなどのアクセス制限を講じていること。	
	施設の災害対策	データセンターで地震や火災等の災害に備えた防災対策や防犯装置の設置などの対策が実施されていること。	
4 人的セキュリティ	責任者	外部サービス事業者が、情報セキュリティ責任者を設置していること。	
	教育・リテラシー	外部サービス事業者は、従業員に対して、クラウドサービス利用者のデータの取り扱い等に関する教育・訓練、全従業員を対象とした情報セキュリティ研修、標的型メール対応訓練等を実施していること。	
	特権管理	外部サービス事業者は、特権ユーザへのアクセス権付与の際、責任者への申請・承認のもと必要な特権アクセスを付与する手順を定め、その手順に従って実施していること。その特権は、外部サービス事業者の必要な要員のみに制限していること。	
	ID・パスワード管理	外部サービス事業者における管理者・担当者のID・パスワードの管理ルール(パスワード書き留め禁止、パスワード長、文字種、有効期限等)を定め、従業員に強制していること。	
5 技術的セキュリティ	情報提供	外部サービス事業者は、クラウドサービス利用者が必要とする、以下のような情報を提供できること。 ・クラウドサービスの機能追加・改修、設定の変更 ・クロックの情報とその同期方法 ・クラウドサービスに関する脆弱性情報 ・利用者が利用するセキュリティ機能	
	要塞化・マルウェア対策	外部サービス事業者が設定・提供するクラウド環境の仮想マシンは、以下の要塞化対策等を実施していること。 ・必要最小限のアクセス権の付与 ・パッチ適用 ・不要なサービスの停止 ・ネットワーク制御 ・マルウェア対策 ・認証成功／失敗等の各種ログ取得	

カテゴリ	項目	要件	適否
	インフラ・ネットワーク	外部サービス事業者は、業務や用途ごとにネットワークを分離し、データサーバ等は内部セグメントに配置し、必要最小限の通信のみ許可するよう制御していること。	
	脆弱性対策	外部サービス事業者は、アプリケーション開発時に作り込まれる可能性のある脆弱性に対して、脆弱性診断や侵入テストを実施すること。 また、インフラ環境(OS、ミドルウェア等)の製品に存在する脆弱性に対する脆弱性診断や侵入テストを実施すること。 更に、クラウドサービスに関係する脆弱性情報を取得し、脆弱性を評価のうえで、修正措置を講じること。	
	ログ収集・保存・監視	外部サービス事業者は、サイバー攻撃を検知するため、クラウドサービスのログ取得(アクセスログ、仮想マシン上の操作ログ、アプリケーション上の操作ログ等)及び監視を行っていること。 また取得したログは、改ざんや不正アクセスから保護され、必要に応じてクラウドサービス利用者に提供可能であること。	
	クロック	外部サービス事業者は、クラウドサービスのクロックを単一の参照時刻源と同期していること。	
	ログイン時の認証方法(利用者向け機能の確認)	クラウドサービスが情報漏えいや改ざんの被害をうけないよう、認証・認可(ID・パスワード等)や電子署名(クライアント証明書等)などの対策を講じていること。	
	アクセス制御(アカウント)(利用者向け機能の確認)	ID・アクセス権の管理機能(Identity and Access Management等)が存在すること。	
	アクセス制御(リソース)(利用者向け機能の確認)	リソースへのアクセスを制御をする機能が存在すること。	
	暗号化(利用者向け機能の確認)	保存データ、及び伝送データのデータ暗号化機能が存在し、CRYPTREC暗号リスト(電子政府推奨暗号リスト)に準拠した暗号化技術が利用されていること。	
6 運用	サービスレベル	クラウドサービスのサービス品質保証についての定めがあること。(サービスの稼働率や障害時の復旧目標時間、通信の速度及び安定性、データの保存期間及び方法、データ交換の安全性及び信頼性確保のための方法、情報セキュリティインシデントの対処方法等) 上記を確実にするための、インシデントの報告義務、損害賠償等を求めていること。	
	システムの監視・障害対応	外部サービス事業者は、クラウドサービスに係るシステムについて、障害や攻撃を検知する運用監視を行い障害対応を行っていること。	
	バックアップ・リストア(利用者向け機能の確認)	サービス停止やデータの消失などに備えた、バックアップ機能・リストア機能があること。	
	事業継続	外部サービス事業者は、クラウドサービスの事業継続計画(バックアップ及びリストア等)を定め、定期的に計画の有効性をチェックしていること。	
	インシデント対応手順	外部サービス事業者は、クラウドサービスのインシデント対応手順を定めていること クラウドサービス利用者と、クラウドサービス内のデジタル証拠に関する要求に対応する手順を合意していること。	
	インシデント管理体制	外部サービス事業者は、クラウドサービスのインシデント事象を報告するために、以下の体制を整備していること。 ・本市(本市が委託した事業者(CSC)を含む)からの問い合わせや対応依頼を一元的に受け付ける問い合わせ受付窓口 ・クラウドサービス利用者を含む外部から外部サービス事業者への報告窓口 ・外部サービス事業者からクラウドサービス利用者への報告手段・内容・頻度 【特定個人情報又は要配慮個人情報を取扱う場合】 外部のCSIRTやセキュリティ専門家との情報共有・連携体制を整備していること。	
	監査対応	外部サービス事業者との契約に、外部サービス事業者への立入検査又は情報セキュリティに関する監査を実施する場合の、監査の対象範囲、実施者及び実施方法等を含む外部サービス事業者との合意事項が含まれていること。 含まれない場合は、第三者認証の取得又は外部機関による監査報告書が開示されていること。	
	情報セキュリティ対策の継続実施	外部サービス事業者の情報セキュリティ対策、その他の契約の履行状況について、第三者認証の更新や、外部機関による監査報告書等により確認できること。	
	移行情報の提供	クラウドサービスの中断や終了時に、円滑に業務を別サービス等へ移行するために必要となる、以下の事項が外部サービス事業者から示されていること。 ・取り扱う情報の可用性区分の格付に応じた、サービス中断時の復旧要件 ・サービス終了又は変更の際の事前告知の方法・期限及びデータ移行方法等	